

東京立正短期大学 内部監査ガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、東京立正短期大学における各省庁及び各省庁の所管する法人等から配分される競争的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という）の内部監査（以下「監査」という）について必要な事項を定めるものとする。

2. 監査の目的

監査は、最高管理責任者の命により、本学における公的研究費の使用状況について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行い、更なる改善を図ることを目的とする。

3. 監査の対象

監査は、公的研究費を対象とし、研究費の使用が適正に行われているかについて監査を行う。

4. 監査の種類、方法

監査は、定期監査及び臨時監査とし、書面監査及び実地監査により行う。

(1) 定期監査は、毎事業年度定期的に行う。

(2) 臨時監査は、最高管理責任者が必要と認めた場合に行う。

5. 監査実施計画書

最高管理責任者に指名された監査部門責任者は、監査を実施するときは、監査実施計画書を作成し、最高管理責任者に提出する。

(1) 監査実施計画書には、監査方針、監査事項、監査対象、監査実施日程等その他必要な事項を記載するものとする。

6. 監査部門

監査委員には、最高管理責任者のもとに、公的資金の管理事務に直接関与しない教職員をもって充てる。

(1) 監査部門長

(2) 監査員 1～2名

7. 監査部門の権限

監査員は、監査の実施にあたっては、監査対象の公的研究費の研究代表者又は分担者（以下「監査対象者」という）に対して、書類の閲覧又は提出等その他監査実施に必要な

な事項を求めることができる。

8. 監査対象者の義務

監査対象者は、監査が円滑に行われるよう監査部門に協力しなければならない。

9. 監査部門の遵守事項

監査部門は、監査の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査員は、事実に基づき公正な立場で監査を実施しなければならない。
- (2) 監査員は、職務上知りえた情報について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

10. 監査結果の報告

監査部門長は、監査を終了したときは、遅滞なく監査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

11. 監事との連携

監査部門は、法人監事と緊密な連携に努めるものとする。

12. 雑則

このガイドラインに定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監査部門長が最高管理責任者と協議のうえ定める。

13. 改廃

このガイドラインの改廃は、教授会の意見を聴き学長が決定する。

附則

本ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。